### 令和2年3月17日(火曜日)

#### 〇出席議員(13名)

議 長 中 Ш 達 君 7 番 生 田 勇 人 君 番 克 之 君 8 番 恩 道 正 博 君 1 土 屋 悦 君 2 番 西 尾 雄 次 君 番 北 Ш 9 子 3 番 君 番 夷 藤 君 米 田 香 10 満 4 番 磯 貝 幸 博 君 番 清 水 文 雄 君 11 守 雄 君 5 番 小 谷 也 君 12 番 南 男 6 番 七 田 満 君

#### ○説明のため出席した者

町 克 則 君 長 Ш 副 町 長 中 Щ 隆 志 君 君 教 育 長 久 下 恭 功 長 君 総 務 部 長谷川 徹 町民福祉部長 美 君 上 島 恵 町民福祉部担当部長 嶋 出 剛 君 (保険年金・福祉担当) 都市整備部長 君 中 義 勝 田 都市整備部担当部長 君 銭 弘 樹 丸 (地域振興・上下水道担当) 教育委員会教育部長 上 出 功 君 消防本部消防長 道 三 春 君 高 兼消防司令長 総務部総務課長 中 Ш 裕 君 総務部総務課 君 吉 真理子 田 人事秘書担当課長 総務部財政課長 宮 本 義 治 君 総務部税務課長 野 享 君 北 兼総合収納室長 町 民 福 祉 部 福 島 誠 君 住 民 課

町民福祉 子育て支援課長 民 福 祉 保険年金課長 町民福祉部保険年金課担当課長兼福祉課担当課長 (保健センター担当) 町 民 福 祉 部 課 福 祉 長 整 部 市 備 課 画 長 企 市 整 備 地域振興課長 都市整備部地域振興課 担当課長兼観光振興室長 都 市 整 備 都市建設課長 都市整備部都市建設課北部開発 担当課長兼北部開発推進室長 市 整 備 下水道課 長 上 計 管 玾 者 兼 計 課 長 教育委員会学校教育課長 兼学校給食共同調理場所 長 教育委員会生涯学習課長 兼男女共同参画室長 教育委員会生涯学習課 担当課長兼図書館長 消防本部消防次長 兼消防署長

平 紀 君 髙 子 北 正 樹 君 卓 矢 君 Щ 田 浩 君 勝 上 出 井 賢 君 松 志 君 橋 本 良 万里子 君 長谷川 君 浩 和 前 上 宮 崎 重 幸 君 橋 均 君 高 農 孝 君 神 夫 君 堀 Ш 竜 助 田 有 君 洋 君 中 居 人 重 康 君 島 人

#### 〇職務のため出席した事務局職員

事務局長棚田 進君 事務局書記 小坂 しおり君 事務局参事兼次長 東 康弘君

#### 〇議事日程(第3号)

令和2年3月17日 午後1時開議

#### 日程第1

議案一括上程

議案第1号 令和元年度内灘町一般会計補正予算(第4号)から

議案第28号 内灘町道路線の変更についてまで

請願第1号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願

#### 日程第2

追加議案の上程

議案第29号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて 議案第30号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて 提案理由の説明

午後1時00分開議

#### 〇開 議

○議長【中川達君】 皆様、ご苦労さまでご ざいます。

本日は3月会議の最終日となります。議員 各位には、最後までの慎重審議をお願い申し 上げます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

# -----

### ○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、2日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。

次に、監査委員から、公の施設の指定管理 者監査及び定期監査の結果の報告がありまし たので、写しをお手元に配付しておきました から、ご了承願います。

#### 〇議案一括上程

〇議長【中川達君】 日程第1、去る3月4日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号令和元年度内灘町一般会計補正予算(第4号)から議案第28号内灘町道路線の変更についてまでの28議案及び新規に提出されました請願第1号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願を一括して議題といたします。

#### 〇委員長報告

○議長【中川達君】 これより各常任委員会 における議案の審査の経過並びに結果の報告 を求めます。

.....

七田満男総務産業建設常任委員長。

〔総務産業建設常任委員長 七田満男君 登壇〕

〇総務産業建設常任委員長【七田満男君】 令和2年内灘町議会3月会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案の審

査の経過と結果について、ご報告申し上げま す。

付託されました議案につきましては、副町 長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を 求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号 令和元年度内灘町一般会計補正予算(第4号) 第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳 出1款議会費1項議会費、2款総務費1項総 務管理費、2項徵税費、5項統計調查費、7 項交通安全対策費、6款農林水産業費1項農 業費、7款商工費1項商工費、8款土木費1 項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項都 市計画費、4項住宅費、9款消防費1項消防 費、12款公債費1項公債費、13款諸支出金2 項基金費の各款項並びに第2条地方債の補正、 第3条繰越明許費、2款総務費1項総務管理 費、6款農林水産業費1項農業費、8款土木 費2項道路橋りょう費につきましては、賛成 多数で、原案を可とすることに決しました。

議案第2号令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第3号令和元年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)、議案第7号令和元年度内灘町水道事業会計補正予算(第1号)の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号令和2年度内灘町一般会計予算 第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出1款 議会費1項議会費、2款総務費1項総務管理 費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査 費、6項監査委員費、7項交通安全対策費、 5款労働費1項労働諸費、6款農林水産業費 1項農業費、2項林業費、3項水産業費、7 款商工費1項商工費、8款土木費1項土木管 理費、2項道路橋りよう費、3項都市計画費、 4項住宅費、9款消防費1項消防費、11款災 害復旧費1項公共施設公用施設災害復旧費、 12款公債費1項公債費、13款諸支出金1項普 通財産取得費、2項基金費、14款予備費1項 予備費の各款項並びに第2条債務負担行為、 第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳 出予算の流用については、賛成多数で、原案 を可とすることに決しました。

議案第9号令和2年度内灘町新エネルギー 事業特別会計予算、議案第13号令和2年度内 灘町水道事業会計予算、議案第14号令和2年 度内灘町下水道事業会計予算の3議案につい ては、いずれも妥当と認め、原案を可とする ことに決しました。

議案第15号内灘町部制条例及び内灘町水道 事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例の一部を改正する条例について、議案第 16号内灘町監査委員条例の一部を改正する条 例について、議案第17号内灘町職員定数条例 の一部を改正する条例について、議案第18号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正 する条例について、議案第19号非常勤の職員 の公務災害補償等に関する条例の一部を改正 する条例について、議案第20号内灘町半島振 興対策実施地域における固定資産税の特例に 関する条例の一部を改正する条例について、 議案第23号内灘町町営住宅条例の一部を改正 する条例について、議案第24号請負契約の変 更について〔浄化センター改築工事(2系反 応タンク設備電気)〕の8議案については、 いずれも妥当と認め、原案を可とすることに 決しました。

議案第25号のと里山海道(主要地方道金沢 田鶴浜線)(仮称)白帆台インターチェンジ 建設工事に関する基本協定の変更については、 賛成多数で、原案を可とすることに決しまし た。

議案第26号内灘町産業支援センターの指定 管理者の指定について、議案第27号内灘町道 路線の認定について、議案第28号内灘町道路 線の変更についての3議案については、いず れも妥当と認め、原案を可とすることに決し ました。

次に、新規に提出されました請願の審査の 結果をご報告いたします。 請願第1号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願については、賛成少数で、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま した議案の審査の経過並びに結果についての 報告を終わります。

令和2年3月17日

総務産業建設常任委員会委員長 七田満男 〇議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

清水文雄文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 清水文雄君 登壇] 〇文教福祉常任委員長【清水文雄君】 令和 2年内灘町議会3月会議において、文教福祉 常任委員会に付託されました議案の審査の経 過と結果について、ご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、教育 長及び関係部課長からそれぞれ詳細な説明を 求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号 令和元年度内灘町一般会計補正予算(第4号) 第1条歳入歳出予算の補正中、歳出2款総務 費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項 社会福祉費、2項児童福祉費、4款衛生費1 項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項 教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、 4項社会教育費、5項保健体育費の各款項並 びに第3条繰越明許費、10款教育費2項小学 校費、3項中学校費については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

議案第4号令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第5号令和元年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第6号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第4号)の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号令和2年度内灘町一般会計予算 第1条歳入歳出予算中、歳出2款総務費3項 戸籍住民基本台帳費、3款民生費1項社会福 祉費、2項児童福祉費、3項国民年金事務取 扱費、4項災害救助費、4款衛生費1項保健衛生費、2項清掃費、10款教育費1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項社会教育費、5項保健体育費の各款項については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、フッ化物洗口事業費補助金の取扱いについては、幼児の健康と安全に関わる事業であり、溶液の調合、保管、管理方法のほか幼児への影響等について、委員から多くの意見が出されました。

今後、歯科医師会の見解、本事業の導入に 至る経緯を当委員会に説明の上、安全性の検 証と実施に当たっての体制が確認されるまで 当該予算の執行を行わないよう申し添えます。

また、文化会館改修費に関連して、現場視察を行った際、講義室に設置されていた机と 椅子が、財務規則上の規定があるにもかかわらず廃棄処分されていたことが確認されました。

この行為は、町に損害を与える行為であります。これらの行為については、財務規則に従った手続を怠ったものであり、財産管理の観点からも問題意識が低いと言わざるを得ません。

今後、財産管理をしていく上で、組織全体 として十分なチェック体制で公務に当たられ るよう改めて申し添えます。

議案第10号令和2年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第11号令和2年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号令和2年度内灘町介護保険特別会計予算の3議案については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第21号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

議案第22号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例については、妥当と認め、 原案を可とすることに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されま した議案の審査の経過並びに結果についての 報告を終わります。

令和2年3月17日

文教福祉常任委員会委員長 清水文雄

〇議長【中川達君】 ご苦労さまでした。

これをもって各常任委員会からの報告を終わります。

#### ·

#### ○質疑の省略

〇議長【中川達君】 なお、昨日までに委員 長報告に対する質疑の通告がありませんでし たので、質疑なしとして質疑を省略いたしま す。

### ••••••••••

#### 〇討 論

○議長【中川達君】 次に、討論に入ります。 討論ありませんか。

9番、北川議員。

〔9番 北川悦子君 登壇〕

**〇9番【北川悦子君】** 議席番号 9番、北川 悦子です。

請願第1号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願について、賛成の立場で討論します。

先ほどの委員長の報告では不採択になって ますけれども、民法750条には夫婦同氏と定め られています。婚姻するとどちらかの姓を名 乗ることになり、現状は96%が夫の姓になっ ています。世界で夫婦同姓を法律で義務づけ ているのは日本だけと、2015年、政府答弁を しております。あえて法律上の手続をしない 事実婚も現状では増えています。

2015年12月、最高裁は、夫婦同姓の強制は 合憲としましたが、その中でも選択的夫婦別 姓制度の在り方については国民の判断、国会 に委ねると判断して、それから4年も過ぎよ うとしています。政府が民法を改正しない理 由を、2016年、国連女性差別撤廃委員会が問いただしたところ、国民の間で意見が分かれていると、こうした答弁を何回も繰り返しているというのが現状です。

ところが、2018年2月の内閣府の調査では、「改正して構わない」が42.5%、「必要ない」が3割を切って29.3%と、また、厚生労働省、厚労省の2019年、昨年の9月の既婚女性調査でも「別姓賛成」が50.9%と過半数になり、大きく変化をしております。

憲法第24条では、「婚姻は、両性の合意の みに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有 することを基本として、相互の協力により、 維持されなければならない」、また「配偶者 の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並 びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関 しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的 平等に立脚して制定されなければならない」 としております。

別姓にすると家族の絆が崩れると心配な方は同姓で、また出生届が提出されたときから持っている名字を失いたくないという方は別姓で、婚姻のときにお互いに話合いで決めていけばいいものではないでしょうか。

自由な選択ができ、多様な生き方ができ、 多様性を認め、個人の尊厳を守る、尊重する。 そのためにはぜひ選択的夫婦別姓の導入を、 一日も早く民法改正をするよう、国への意見 書を採択して国のほうへ上げていただけるよ うお願いをしたいと思います。そのためにも 議員の皆様の賛同をお願いします。

以上です。

○議長【中川達君】 あと、討論ございませんか。

1番、土屋議員。

〔1番 土屋克之君 登壇〕

○1番【土屋克之君】 請願第1号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願について、反対の立場で討論を行います。

2015年12月16日付の朝日新聞記事から、夫婦同姓の合憲判決を紹介いたします。少し重なりますが、すみません。

「夫婦は同姓」「女性は離婚して6カ月間は再婚禁止」とする民法の規定は、憲法に違反しないか。明治時代から100年以上続く二つの規定について最高裁大法廷(裁判長・寺田逸郎長官)が2015年12月16日の判決で、初の憲法判断を示しました。いずれも国への賠償請求は退けましたが、夫婦同姓については「合憲」と判断。再婚禁止規定について、100日を超える期間の部分を「違憲」としました。最高裁による違憲判断は戦後10例目。法務省は再婚禁止期間を100日とするよう全国の自治体に通知し、即日実施。民法の改正作業も進める。

夫婦同姓を定めた民法750条の規定については、東京都内の事実婚の夫婦ら5人が2011年に提訴。国会が法改正を長年放置したため精神的苦痛を受けたとして、計600万円の損害賠償を求めていました。

判決は、夫婦同姓の制度について「社会に 定着しており、家族の姓を一つに定めること には合理性がある」と指摘。どちらの姓を選 ぶかは当事者に委ねられており、性差別には 当たらないと判断した。

現実には妻が改姓することが多く、アイデンティティ(同一性)の喪失感を抱くなどの不利益が近年増していることを認める一方、旧姓の通称使用が広まることで「一定程度は緩和できる」と指摘。夫婦同姓が、憲法の定める「個人の尊厳」や「男女の平等」に照らし、合理性を欠くとは認められないと結論づけました。

ただ、この判決が「選択的夫婦別姓が合理性がない、と判断したのではない」とも述べ、「この種の制度のあり方は国会で論じ、判断するものだ」と国会での議論を求めた。

ここまでが新聞記事であります。

昨年9月の石川県議会に提出されたものは

否決されており、同じく白山市議会では却下 されたとのことであります。

公明党といたしましては、2019年のマニフェストでは、2015年の最高裁判決理由の趣旨に鑑み、同姓または別姓の選択と認める選択的夫婦別姓の導入の実現に向けて議論を進めるとしていますが、現段階ではまだまだ機運が出来上がっておらず、民法改正は時期尚早と判断したため、請願第1号には反対いたします。

自分の思いとしましては、東日本大震災で 被災者は、食料や衣服などの救援物資が届い たときも、略奪や盗みなどを起こさずに律儀 に一列に整列していました。海外ではこの光 景は称賛されました。お互い支え合い、助け 合う日本人の国民性はどこから来るのでしょ うか。夫婦は同姓とするように、同一性を重 んじる国民性は日本人らしさそのものではな いでしょうか。

選択的夫婦別姓の導入については、国民性という難解な問題から、広く国民全体で考えるべき問題ではないでしょうか。ならば、まだまだ浸透した議論もなされてないと思います。それで時期尚早と考えております。

以上で反対討論を終わります。

○議長【中川達君】 ほかに討論ございませんか。

3番、米田議員。

〔3番 米田一香君 登壇〕

○3番【米田一香君】 議席番号3番、米田 一香です。

請願第1号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願については、委員長の報告では賛成少数で不採択でございましたが、この請願について、賛成の立場、議員の皆様にぜひ採択をしていただけますよう討論をさせていただきます。

選択的夫婦別姓、民法などの法律では、姓 や名字のことを「氏」と呼んでおり、法務省 では「選択的夫婦別氏制度」と呼ばれておりますが、現在の民法の下では、結婚に際し、男性または女性のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません。現実には、結婚と同時に男性の姓を選び、女性が姓を改める例が圧倒的に多い現状であります。

しかし、女性の社会進出によって女性も男性と同じように活躍する現在、姓を改めることによる不便や不利益が指摘されております。結婚適齢期の方の中には、「名字が変わることで、培ってきたキャリアが途切れるようになる」とか「思い入れのある名字を変えるのは嫌だ。これまでの自分らしさの喪失を感じる」といった声もあります。かく言う私も、名字を変えたくないと思っている一人でございます。

自分も名字を変えたくない。かといって結婚する相手も名字を変えたくない。自分らしさを保ちつつ、お互いに相手のアイデンティティを尊重したいと思いながら事実婚を選択する方もいらっしゃいますし、どちらかが妥協し、結婚と同時に姓を改める方もいらっしゃいます。結婚を選択し、以前の名字のままのほうがよかったと思いながらも新しく名字を改める方の心理的、労務的な負担をおもんぱかっていただきたいです。

結婚する場合に、現実的に多くの女性が男性の名字になっておりますが、男性の皆さんはこのことを当たり前のことのように感じておりませんでしょうか。不利益を被っている方だけでなく、これまで不都合を感じてこなかったかもしれない多くの男性の皆さんにもこの問題について自分事として一緒になって考えて、国民全体での議論を深めていただきたいのです。

そして、お互いのアイデンティティを尊重 し、名字の変更を望まない方は、法律による 結婚ができないために事実婚を選択しておら れます。そういった方の中には、親や周囲に 正式な夫婦と認めてもらえないことや、事実 婚のために、延命治療などパートナーに対する重要な意思決定ができない可能性への不安や、愛するパートナーの子供を授かりたいと感じても不妊治療の助成が受けられないといった困難を抱えているといいます。

もちろん結婚して相手の名字になることを 希望する方、同じ名字を名乗りたい方は、こ れまでどおり同姓を選択すればいいのです。 男性の姓を選ぶ、女性の姓を選ぶのみの現在 の夫婦同姓の制度によって不都合を感じてい る方に、お互いの姓をそのままにできるとい うその選択肢を一つ増やすという考えでござ います。

中には、別姓にすると家族が崩壊する、家族の絆が薄れるおそれがあるという懸念の声もございますけれども、我が国において築かれてきた家族という概念は、そんな薄っぺらいものなのでしょうか。心と心でつながり、お互いがお互いを大切に思い愛を育む、温かい尊いものなのではないでしょうか。諸先輩方は私以上に、心の奥底では別姓にすることぐらいで家族の絆は壊れないということを、長年培ってこられた英知で本当はご存じなのではないでしょうか。

また、夫婦別姓にすることで子供が不利益を被ることを心配されるお声がありますが、現在でも、名字が違う親子や兄弟、血がつながっていないけど家族となっている親子や兄弟など、様々な形の家族があります。

選択的夫婦別姓制度の導入によって、子供 が不利益を被る可能性を心配なさるというお 気持ちはお察しいたしますが、様々な家族の 形で生きる方、全ての子供たちが……。

〇議長【中川達君】 米田議員、端的に説明 してください。時間過ぎてますよ。

○3番【米田一香君】 説明しております。

全ての子供たちが不利益を被ることがなく、 健やかに成長し社会で羽ばたき、この国を、 地域をより強くしなやかに成長させ歴史を紡 いでくださるよう、一人一人の様々な違いを 認め合い、個人の尊厳を守り、誰もが自分ら しく生きることができる多様性のある社会の 実現を目指すのが、私たち政治家の役目なの ではないでしょうか。

以上のことより選択的夫婦別姓の導入に賛成の立場であり、どうか皆様にこちらの請願にご賛同を賜りますようお願い申し上げ、私の討論といたします。

○議長【中川達君】 ほかに討論ございませんか。

5番、小谷議員。

〔5番 小谷一也君 登壇〕

〇5番【小谷一也君】 議席番号5番、小谷 一也。

請願第1号選択的夫婦別姓の導入など、一 日も早い民法改正を求める国への意見書採択 についての反対討論をします。

反対意見として、家族が同じ姓であるという夫婦や家族の絆や一体感が希薄になります。 離婚へと発展した場合、旧姓に戻す手続がなくなり周囲への影響が少なくなるために離婚へのハードルが下がり、離婚に踏み切りやすくなると思われます。

また、家庭を持つという強い意思の切替えがなく、責任がない簡単な気持ちでの結婚、離婚が増えます。現在の日本の離婚率はおよそ3分の1と言われていますが、さらに上がると思われます。

その結果、悲しい思いをするのは子供たち であります。

悲しい思いをする子供たちが増え、家庭とは、家族とは何かと考えたとき、同じ姓であるから家族のつながりがしっかりとし、家族の愛情を感じることができると思います。親の愛情が感じられる家庭においてこそ、子供は思いやりの持った子に育つと思います。

夫婦別姓の家庭で子供がどちらかの姓を選んだときに、父として、母として、果たして子供にどちらの姓がよいとかしっかりと説明ができるのか、子供が理解をしてくれるのか、

親のエゴで姓を決めさせることにならないのか。夫婦別姓の導入については、夫婦の都合について述べているだけであり、子供の都合については考慮がされていません。

果たして、家族がばらばらな姓を持つ家庭において、家族が一体感を持つ絆が生まれるだろうか。日本のよき風習を変えてまで夫婦別姓を導入することには、私は理解ができません。

以上です。

○議長【中川達君】 これをもって討論を終 了いたします。

# O表 決

〇議長【中川達君】 これより議案の採決に 入ります。

まず、議案第1号令和元年度内灘町一般会 計補正予算(第4号)を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。 よって、議案第1号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第2号令和元年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第3号令和元年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算(第1号)、議案第4号令和元年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)、議案第5号令和元年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第6号令和元年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第4号)、議案第7号令和元年度内灘町水道事業会計補正予算(第1号)の6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも

原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第2号から議案第7号までの6 議案は、原案のとおり可決されました。

O議長【中川達君】 次に、議案第8号令和 2年度内灘町一般会計予算を採決いたします。 本議案に対する委員長の報告は、原案可決 であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

○議長【中川達君】 起立多数であります。 よって、議案第8号は原案のとおり可決され ました。

○議長【中川達君】 次に、議案第9号令和 2年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算 を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第9号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第10号令和 2年度内灘町国民健康保険特別会計予算を採 決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第11号令和2年度内灘町後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号令和2年度内灘町介護保険特別会計予算、議案第13号令和2年度内灘町水道事業会計予算、議案第14号令和2年度内灘町下水道事業会計予算の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

〇議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第11号から議案第14号までの4 議案は、原案のとおり可決されました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第15号内灘町部制条例及び内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、議案第16号内灘町監査委員条例の一部を改正する条例について、議案第17号内灘町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第18号職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号内灘町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての6議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

O議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第15号から議案第20号までの6 議案は、原案のとおり可決されました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第21号内灘 町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【中川達君】 起立多数であります。 よって、議案第21号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第22号内灘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第23号内灘町町営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第24号請負契約の変更について〔浄化センター改築工事(2系反応タンク設備電気)〕の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

O議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第22号から議案第24号までの3 議案は、原案のとおり可決されました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第25号のと 里山海道(主要地方道金沢田鶴浜線)(仮称) 白帆台インターチェンジ建設工事に関する基 本協定の変更についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長【中川達君】 起立多数であります。 よって、議案第25号は原案のとおり可決され ました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第26号内灘 町産業支援センターの指定管理者の指定につ いて、議案第27号内灘町道路線の認定につい て、議案第28号内灘町道路線の変更について の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも 原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり 決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第26号から議案第28号までの3 議案は、原案のとおり可決されました。

〇議長【中川達君】 次に、今3月会議まで に受理しました請願を採決いたします。

請願第1号選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める国への意見書採択についての請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。 お諮りいたします。請願第1号選択的夫婦 別姓の導入など、一日も早い民法改正を求め る国への意見書採択についての請願を採択す ることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長【中川達君】 起立少数であります。 よって、請願第1号は不採択とすることに決 定いたしました。

# 

#### 〇議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第2、追加議案の 上程を行います。

議案第29号公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて並びに議案第30号公

平委員会委員の選任につき同意を求めること についての2議案を議題といたします。

なお、追加提出された議案につきましては、 お手元に配付してあります議事日程第3号に 記載のとおりでありますので、ご了承願いま す。

## ••••••••••••••

#### 〇提案理由の説明

〇議長【中川達君】 町長より追加議案に対する提案理由の説明を求めます。川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 議員各位におかれましては、連日にわたり慎重なるご審議をいただき、今ほどは全ての議案について議決を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま追加提案いたしました 2議案につきまして、提案理由の説明を申し 上げます。

議案第29号及び議案第30号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、明日3月18日をもって現委員の北川まゆみ氏及び石田俊之氏の任期が満了いたしますので、引き続き北川まゆみ氏を選任いたしたく、また新たに森眞一郎氏を選任いたしたく、それぞれ地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加議案の提案理由につきましてご 説明申し上げました。何とぞご同意を賜りま すようお願いを申し上げます。

○議長【中川達君】 提案理由の説明は終わりました。

### 〇質 疑

○議長【中川達君】 これより追加議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。――質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### ○議案の委員会付託・討論の省略

○議長【中川達君】 お諮りいたします。ただいま議題となっています2議案については、 人事に関する案件につき委員会付託、討論を 省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長【中川達君】 ご異議なしと認めます。 よって、議案第29号、議案第30号の2議案は、 委員会付託、討論を省略し、直ちに採決する ことに決定いたしました。

#### 〇表 決

〇議長【中川達君】 これより議案の採決に 入ります。

まず、議案第29号公平委員会委員の選任に つき同意を求めることについてを採決いたし ます。

お諮りいたします。議案第29号公平委員会 委員の選任につき同意を求めることについて は、これに同意することに賛成の諸君の起立 を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第29号公平委員会委員の選任に つき同意を求めることについては、これに同 意することに決定いたしました。

〇議長【中川達君】 次に、議案第30号公平 委員会委員の選任につき同意を求めることに ついてを採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号公平委員会 委員の選任につき同意を求めることについて は、これに同意することに賛成の諸君の起立 を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長【中川達君】 起立全員であります。 よって、議案第30号公平委員会委員の選任に つき同意を求めることについては、これに同 意することに決定いたしました。

#### .....

#### ○閉議・散会

〇議長【中川達君】 以上で3月会議に付議 された議件は全部議了いたしました。

ここで、中山隆志副町長より発言を求められていますので、これを許します。中山副町 長。

〔副町長 中山隆志君 登壇〕

〇副町長【中山隆志君】 中川議長のお許しをいただきまして、私ごとではありますが、 今月31日に内灘町副町長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

2年前の今会議でご同意をいただき、川口町長の補佐役である副町長を拝命しまして、あっという間の2年でございました。内灘町民でない私が今日まで大過なくまいることができましたのも、ひとえに議員の皆様、町民の皆様、そして川口町長はじめ町職員のおかげであると心から感謝をいたしております。

このすばらしい町におきまして、平成と令和2つの時代をまたぎ、町民の皆様に密接した地方自治の最前線の業務に携わることができましたのも、これは、私は長く県で勤務しておりましたので、公務員としての目線が変わったといいますか、大変新鮮で学ぶべきことが多かったというのが最大の印象でございます。

また、副町長という特別職として数々の貴重な経験もさせていただきました。日々愛着も高まり、新聞記事に内灘の文字を探し求め、赤ちゃん誕生欄、お悔やみ欄に一喜一憂した毎日でございました。

もとより微力である私でありましたので、 どこまで町のお役に立てたかは定かではあり ませんが、自分なりにベストを尽くしたつも りでおります。

6月の聖火リレー、秋の内灘・白帆台インターチェンジの開通を間近に見られませんことはやや心残りではありますが、今後はこの

頂いたご縁を大事にして、内灘町のビッグサポーターとして、陰に陽に応援をさせていただきたいと考えております。

さて、連日、新型コロナウイルスのために 日々我慢の日々が続いておりますが、たとえ この状況がもうしばらく続いたとしても、こ の町では、今月末に河北潟周辺の桜は咲き誇 り、5月にはニセアカシアの花に包まれます。 10年後も20年後も、そしてその先もこの内灘 町が光り輝き続けるために、町の執行部と議 会がワンチーム内灘で走り続けていただきた いと心から願っております。

結びに、内灘町のさらなる発展と町民の皆様の幸せ、そしてこの議場にいらっしゃる皆様の今後ますますのご活躍を心よりお祈りしまして、ご挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。 (拍手)

〇議長【中川達君】 中山隆志副町長におかれましては、平成30年4月に副町長の重責に就かれ、町勢の発展、町民福祉の向上に多大なる貢献をされました。

そのご労苦に対しまして改めて感謝を申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を されることをご祈念いたすものであります。 ご苦労さまでございました。(拍手)

以上をもちまして、令和2年内灘町議会3 月会議を散会いたします。

連日にわたり精力的に審議をしていただき、 誠にご苦労さまでございました。

ありがとうございました。

午後1時59分散会